

陳情 第49号

受付 平成29年10月26日

付託 平成29年12月 1日

いじめ防止に関する事務分掌を行政組織条例に明示することを求める陳情

・陳情趣旨

陳情第45号は趣旨採択との結果が示されましたが取手市ではいじめ防止問題について、平成27年12月議会定例会で質問がされ、いじめ防止対策推進法に準拠する所掌部署も事務もないとされたままである。

議会ではいじめ防止に関する決議を連続して可決、学校の設置者は条例制定に努力されているも法律を基とした、いじめ防止に対する学校設置者としての市長の権限に属する事務を分掌するための地方自治法第158条1項の規定による取手市行政組織条例第1条・第2条、事務の分掌の定め、第3条、委任による取手市行政組織規則第4条、事務分担、別表第1、事務分掌に明示が確認できない状況である。よって、可及的速かに明示することを求め陳情する。

・陳情事項

1. いじめ防止に関する市長の権限に属する事務分掌を取手市行政組織条例及び同規則に明示すること。
2. いじめ防止に関する事務分担及び分掌については、取扱い上、児童福祉法・少年法の関連も発生するため、福祉部にいじめ防止対策推進室を新設すること。

以上、陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成29年10月26日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿